# 平成29年

# 第5回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

# 平成29年5月24日(水曜日)午後2時から

# 1 出席委員(6名)

藤	﨑	雄	三	委	員	委員長
横	Ш	敏	男	委	員	委員長職務代理者
鈴	木	清	子	委	員	
尾	形		威	委	員	
芳	賀		淳	委	員	
津	村	正	純	委	員	教育長

# 2 出席職員(10名)

教育総務部長	水	井	靖
教育総務課長	森	岡	岡川
副参事(教育政策担当)	北	村	操
副参事(教育施設担当)	布	施	満
学務課長	杉	Щ	良樹
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	増	田	亮
副参事	田	井	俊 行
学校職員担当課長	鈴	木	清貴
教育センター所長	柿	本	伸二
大田図書館長	山	中	秀 一

## 3 日程

日程第1 特別報告

日程第2 部課長の報告事項

(午後2時開会)

#### ○委員長

ただいまから平成29年第5回大田区教育委員会定例会を開会いたします。 本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様に傍聴許可を求めます。許可をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

傍聴者の皆さんにお願い申し上げます。

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。

ご協力よろしくお願いいたします。

これより、審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は 成立しています。

まず、会議録署名委員に津村教育長を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第1は、「特別報告」でございます。 本日は、学務課長より報告がございます。

## ○委員長

それでは、学務課長、報告をよろしくお願いします。

## ○学務課長

資料A3判の1枚をお配りさせていただいております。

説明につきまして、着座にて説明いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、大田区におけるアレルギー対応と実態ということで、簡単にご説明を申し上げます。

資料のまず右側のグラフをご覧いただきたいと思います。まず、今現状の状態を数字で表したものでございます。見ていただければおわかりのとおり、例えば、4番で書かせていただいております食物アレルギー対応の児童・生徒の数でございますが、青が23区全体、赤が大田区という形になってございます。どちらにつきましても増加傾向にあるということが見てとれます。

その下の図、4-1でございます。アレルギーを引き起こす食材別児童数、これは小学校でございますが、これにつきましても卵、あるいは牛乳、それから小麦といったものから、柑橘類をはじめとする果物といったところまでの食材が今こういう状態になっているというところでございます。

中学校も4-2で書かせていただいておりますが、現状といたしましては、数字としてはこういう形になってございます。

こういう現状を踏まえまして、では、大田区としてこれまでアレルギー対応というのは、一体どういう形で取り組みをしているのか、あるいは実態はどうなのかということを 簡単にご説明させていただきます。

左側の1番からポイントのみご説明を申し上げます。まず、1番のところで、アレルギーの児童・生徒への対応という形で、区は平成25年8月に「食物アレルギー対応基本方針」というものを策定してございます。区といたしましては、食物アレルギーの児童・生徒への安全な給食の提供、食物アレルギーを起因とするアナフィラキシー(アナフィラキシーにつきましては、下の米印を御覧いただきたいと思います)症状が発症した場合の児童・生徒への適切な対応、こういったことを目的とした方針を掲げているところでございます。

では、具体的にそういう子どもたちの実態の把握、あるいは対応の方法というのはどう

いうことをやっているのかというのを、その下に書かせていただいております。

通常、まず保護者のほうから学校に対しましては、主治医による学校生活管理指導表といったものを提出いただき、学校のほうでは、保護者の申し出の内容を受けた上で、アレルギー対応個別ケース会議で検討させていただいております。学校と保護者間で連絡を取り合いながら、対応方法を検討・決定し、「食物アレルギー対応通知書兼保護者同意書」といったものを取り交わして、このような形でやっていきましょうということの覚書を取り交わさせていただいているところです。

事故が発生した場合の対応につきましても、一つのフロー図として書かせていただいております。事故が発生した場合は、学校が食物アレルギー対応委員会の招集をいたします。この委員会につきましては、後ほどご説明を申し上げます。また、重篤な場合につきましては、学校から区教委に大田区立学校事故発生報告等事務処理要綱に基づいて報告をいただいているところでございます。

続きまして、2番です。先ほど申し上げた校内体制ということで、食物アレルギー対応 委員会というものを設置してございます。これは、食物アレルギー対応基本方針に基づき まして、区立小・中学校全校に食物アレルギー対応委員会を設置しているところでござい ます。

そこの2番の下のほうをご覧いただきたいのですが、ではこの委員会のメンバーはどうなのかということにつきましては、委員会構成というところに書かせていただいております。校長先生、副校長先生をはじめ、全学年の学年主任、養護教諭等のメンバーによる委員会を設置させていただいております。

委員会の役割といたしましては、二つ目の● (くろまる) になりますが、児童・生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、共有するとともに、学校の実情に合わせた食物アレルギー対応に関する具体的な手順等を協議・決定させていただいております。

また、校内危機管理体制の構築といたしましては、具体的な対応訓練、校内研修なども 実施していただいているところです。

例えばですが、実施例というところをご覧いただければと思います。どんなことをやっているのかといいますと、養護教諭が講師となって、全教職員を対象にしたアレルギーについての症状といったものを学ぶ。あるいは、校内の状況に関する情報の共有化といったこともしております。エピペンといわれるアドレナリン自己注射薬につきましての使用方法ですとか、実習、研修のようなものを交えて、学んでいるというところでございます。

こういった学校給食をきっかけとした初発につきましても、あらゆる対応方法などを職員間で共有するということも重要な役割としてこの委員会の中で話し合われ、既に情報の共有化が図られているというのが現状の取り組みでございます。

三つ目の大きな役割といいますか、アレルギー対応として非常に重要なことといたしま しては、当然研修というものがございます。研修には大きく分けて二つございます。

一つは、東京都が主催している研修、これが(1)です。それから大田区が主催している研修、これが(2)です。この二本柱でやらせていただいております。

具体的な中身につきましては、お読みをいただければと思うのですが、東京都がやっている研修というのは、どちらかというと、限定された先生方を対象にしているところがございまして、養護教諭ですとか、エピペンを携帯している児童・生徒の担任の先生といっ

た、ある程度の枠が与えられておりますが、それを補完するという役割で、大田区として 主催している研修というものがございます。対象者といたしましては、下のほうに書かせ ていただいておりますが、いわゆる全教職員を対象としているということで、エピペンを 持っている子どもの担任ではなくても、学校の関係者は基本的には受講対象として実習も でき、学習もできるという形で、東京都が主催する研修を補完する役割ということでさせ ていただいております。

現在、いわゆる先ほどの事故対応のところでも申し上げましたが、事故処理要綱に基づく大きな事故というのは、基本方針が策定されて以来、これまでに件数としてはゼロでございますが、これからも引き続き、学校、また教育委員会、我々も含めまして、常に連携、情報共有化を図りながら、子どもたちの安全・安心といったところを守ってまいりたいというふうに思います。

簡単ではございますが、私からのご説明は以上です。

#### ○委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの報告にご意見、ないしはご質問等がありましたらお願いしたいのですが。

#### ○横川委員

すみません、よろしいでしょうか。今の報告で件数がゼロというのは、全く事故が発生 していないとうことでしょうか。アレルギー対応委員会というのは、そういう事故が発生 した場合には必ず開かれるものなのでしょうか。

#### ○学務課長

そうですね。もう一度ご説明申し上げます。1番の事故対応のところに書かせていただいているのですが、もし重篤な事故が発生した場合につきましては、事務処理要綱に基づいて報告書を出していただくということになっています。つまり、この報告書を出していただくような重篤なものはゼロという形になっています。

#### ○横川委員

そうすると、その報告がないとそういう事例が発生した件数はわからないのでしょうか。

#### ○学務課長

いわゆる軽微という表現が適当かどうかはあれですけれども、いわゆるアレルギー事故には至っていないのですけれども、それにつながるであろうということにつきましては、例えば25年に方針が策定されてから、数件というふうに聞いております。それは、子どもが口に入れる前に気がついたものもございますし、例えば担任の先生が急用で離れてしまったときに、次の先生との連携、情報共有がうまく図れていなかったという部分があったりとか、いわゆる重篤だとか、そういったことにはなってはいないのですが、そういったヒヤリ・ハット的なところは数件あったというふうに聞いております。

#### ○横川委員

そうすると、そのヒヤリ・ハット的な事例がフィードバックされる手順はあるのですか。

#### ○学務課長

はい。必要な情報につきましては、もちろん国から、あるいは東京都からの指導もございますし、我々のほうでもやはり注意喚起を常日頃していかなければなりませんので、例えば校外学習が今始まっていますが、そういったことの前には、当然のことながらアレルギー対応をきちんとやってください、あたり前のことですけど、今までどおりきちんとやってくださいというようなことは、啓発的なことは常日頃させていただいております。

また、東京都が出しているのですけれども、ちょっと小さくて恐縮です。食物アレルギーに関するマニュアルというものも実はありまして、こういったものを配布させていただいたり、あるいはパネルにしたものを各クラスに置いていただいたりとか、目に見える形でも啓発的なものをさせていただいているというふうに聞いていますので、なるべく目に見える形で、先生たちも常に意識ができるような形で我々もこれからも支援をしていきたいと思います。

#### ○委員長

よろしいですか。他にご意見、ご質問はありませんか。

## ○尾形委員

いいですか。私は、週3回ほど学校にお邪魔しているのですけど、大田区において、教育委員会のご指導のもとに各校が児童・生徒の食物アレルギー事故防止について本当に適切な対応をしていただいていると非常に感謝しております。今後とも、学校給食は安全性を最優先にして、事故を未然に防止していただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

#### ○委員長

一つお伺いします。今、学校の給食は中ではなくて、外の団体に委託をして作っていただいていますよね。おのおのその業者自身がどのような社内研修をしているのかとか、どういうところに注意を払っているのかという情報は、区のほうに入ってくるものなのでしょうか。

#### ○学務課長

例えば、実は昨日なのですけども、調理の方々も、もちろん栄養士も含めてですが、衛生管理講習会が実は昨日、池上会館で開催させていただいたり、そのときでもノロウイルスことですとか、常日ごろのいわゆる炊事場でのドライの関係ですとか、注意すべきことはこういうことですよとか、そういったことを例えば昨日でしたら、保健所の指導員の方に来ていただいて、研修を受けていただいたり、当然常日頃学校とのやりとりもあります

ので、そういう意味では、当然会社としてはもちろんだとは思いますし、我々の方針に基づく対応方法ももちろん熟知していただいている中でやっているという認識でございますので、逆に言えば、職員であっても、業者の方であっても、我々と同じ土壌でしっかりと子どもたちの安全安心に対応していただいているという認識でおります。

#### ○委員長

なるほど。ありがとうございます。

他に、ご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、学務課長、ご報告ありがとうございました。

それでは、次の日程に移ります。日程第2について、事務局職員に説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

#### ○委員長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

#### ○学務課長

続きまして、平成29年5月1日現在の在籍者数について、ご報告を申し上げます。

前回の委員会におきましては、4月7日の速報値ということでご報告をさせていただきましたが、公表の、いわゆる対外的な公表の確定数字となります5月1日現在の数字が固まりましたので、ご報告申し上げます。

資料は、両面1枚と片面の1枚になります。説明といたしましては、前回とほぼ変わりはありませんので、簡単な数字等の分析のみご報告をさせていただきます。

まず、小学校のほうでございます。児童数の総計は2万8,864人、平成28年と、これは5月1日と比べておりますが、との比較では209人の増という形になってございます。新1年生の増加が主な理由という形になっておりまして、この部分が大きかったんだろうなというふうに思ってございます。ちなみに、児童数が増、これは1年生から6年生までですけども、児童数が全体として増になった学校は35校、それから増減が特にありませんでしたという学校は1校、減が23校という状況になってございます。

続きまして、小学校の学級数でございます。総計は968学級でございます。28年度と比較して、11学級の増という形になってございます。学級数増の学校は16校、増減なし33校、減は10校という状況でございます。

次に、裏面、中学校をご覧いただければと思います。同じように、生徒数につきましては、総計が1万1,069名という形になっておりまして、平成28年度と比較した場合につきましては、54人の減となってございます。これは、1年生が28年度卒業生と比較して減少しているというところが大きな原因ではないかということで分析をさせていただいております。また、生徒数の増の学校につきましては14校、増減なしがゼロ、減は14校という中身でございます。

続きまして、中学校の学級数でございます。総計は342学級、28年度との比較におきま

しては、1学級の減となってございます。学級数増の学校につきましては6校、増減なし 15校、減が7校ということになってございます。

簡単ですが、以上でございます。

#### ○委員長

はい、ありがとうございます。

では、続いて図書館長の報告をお願いいたします。

#### 〇大田図書館長

私からは、平成28年度の埋蔵文化財関係の刊行物についてご報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

文化財関係の報告書につきましては、建造物や美術品といった文化財の報告と史跡などの埋蔵文化財の報告を隔年で交互に刊行しております。

平成28年度は、埋蔵文化財に関する報告で、書名、タイトルは、「南久が原二丁目4番 横穴墓I 久ヶ原遺跡VI 発掘調査報告」でございます。

内容につきましては、前半は南久が原二丁目4番の集合住宅の建設現場で発見された横 穴墓についての調査報告でございます。後半は、久ヶ原遺跡に指定されております区域内 の個人住宅の建設現場で発見された土器片等の調査報告でございます。

今回の印刷部数につきましては、600部でございます。うち、有償販売が150部、無償頒布を450部とさせていただいております。販売価格は900円でございます。

郷土博物館、区役所本庁舎の区政情報コーナーで販売をいたします。

周知については、ホームページに掲載をさせていただきます。

主な配布場所でございますが、区役所関連部局、小・中学校、都立高校、図書館、大学、その他研究機関でございます。こちらにつきましては、無償で頒布になってございます。

もう1点は、「大田区遺跡地図」についてでございます。内容につきましては、大田区内に所在する236箇所の埋蔵文化財の範囲と概要を示した地図の改訂版でございます。今回800部を印刷いたしまして、無償で配布をいたします。

なお、この遺跡地図につきましては、主に建築関係の事業者に埋蔵文化財の周知の徹底 を図るために、国庫補助金を活用させていただきまして作成するものでございます。

本日、調査報告書及び遺跡地図をお手元に配付させていただきましたので、後ほどご覧いただきますよう、お願いをいたします。

私からは以上でございます。

#### ○委員長

先ほどの学務課長、今回の図書館長の二つの報告をまとめて、皆さんのほうからのご意 見、ご質問はございますでしょうか。

私から一つよろしいですか。この遺跡地図の更新というのは、定期的にあるのでしょうか。

# ○大田図書館長

発行の部数がなくなるということもあるので、大体3年ぐらいというふうに聞いています。

# ○委員長

3年ぐらいですか。ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今日は短いですが、これをもちまして、平成29年第5回教育委員会定例会を 閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時18分閉会)